

## 令和7年(2025年)第5回ニセコ町議会定例会 第3号

令和7年(2025年)6月20日(金曜日)

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 発議第 4号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書案  
(産業建設常任委員会報告)
- 3 議案第 1号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の一部変更について
- 4 議案第 2号 ニセコ町まちづくり基本条例の一部を改正する条例
- 5 議案第 3号 町税条例の一部を改正する条例
- 6 議案第 4号 ニセコ町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
- 7 議案第 5号 ニセコ町立学校設置条例の一部を改正する条例
- 8 議案第 6号 ニセコ町ゲートボール場設置条例を廃止する条例
- 9 議案第 7号 令和7年度ニセコ町一般会計補正予算
- 10 議案第 8号 ニセコ町議会議員及びニセコ町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 11 議案第 9号 非常勤等の特別職の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例
- 12 議案第 10号 令和7年度ニセコ町一般会計補正予算
- 13 議員派遣の件について
- 14 閉会中の継続調査の申し出について(議会運営委員会)

### ○出席議員(10名)

1番 高瀬 浩 樹	2番 大野 幹 哉
3番 高木 直 良	4番 榊 原 龍 弥
5番 前原 孝 植	6番 小松 弘 幸
7番 斉藤 うめ子	8番 木下 裕 三
9番 篠原 正 男	10番 青羽 雄 士

### ○欠席議員(0名)

### ○出席説明員

町 長 片 山 健 也

副町長	山本契太
会計管理者	藤志伸
総務課長	福村一広
消防庁舎整備室長	黒瀧敏雄
企画環境課長	桜井幸則
企画環境課参事	阿南孝宏
税務課長	鈴木健
町民生活課長	富永匡
保健福祉課長	重森省宏
農政課長	山口丈夫
農業委員会事務局長	石山智
国営農地再編推進室長	馬淵由香
商工観光課長	橋本啓二
都市建設課長	石山康行
上下水道課長	森玲子
上下水道課参事	佐々木一茂
総務係長	浅井理登
財政係長	片岡辰三
教育長	淵野伸隆
総合教育課長	阿部信幸
総合教育課参事	中川博視
総合教育課参事	齋藤徹
こども未来課長	三橋公一
学校給食センター長	佐竹三郎
代表監査委員	

○出席事務局職員

事務局長	加藤紀孝
書記	佐藤秀美

◎開議の宣告

○議長（青羽雄士君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付のとおりでございます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（青羽雄士君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により議長において、9番 篠原正男君、1番 高瀬浩樹君を指名します。

◎日程第2 発議第4号

○議長（青羽雄士君） 日程第2、発議第4号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書案の件を議題とします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、木下裕三君。

○産業建設常任委員長（木下裕三君） 令和7年6月13日の本会議において、当委員会に付託されました発議第4号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書案に関して、6月13日、全委員出席のもと産業建設常任委員会を開催し、慎重審議しましたので、結果を報告します。

地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能を持続的に発揮させるためには、事業に必要な予算を十分確保する必要があります。

よって、発議第4号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書案の件は、願意を妥当と認め、原案どおり可決すべきものと決しました。

ご審議の程よろしくお願いします。

○議長（青羽雄士君） 委員長の報告が終わりました。

これより、発議第4号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書案の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、発議第4号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書案の件を採決します。

本件は委員長報告のとおり、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり、原案のとおり可決すべきものとするに決しました。

### ◎日程第3 議案第1号

○議長(青羽雄士君) 日程第3、議案第1号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の一部変更についての件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第1号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の一部変更についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎日程第4 議案第2号

○議長（青羽雄士君） 日程第4、議案第2号 ニセコ町まちづくり基本条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第2号 ニセコ町まちづくり基本条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第5 議案第3号

○議長（青羽雄士君） 日程第5、議案第3号 町税条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第3号 町税条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第4号

○議長(青羽雄士君) 日程第6、議案第4号 ニセコ町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第4号 ニセコ町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第5号

○議長(青羽雄士君) 日程第7、議案第5号 ニセコ町立学校設置条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第5号 ニセコ町立学校設置条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第8 議案第6号

○議長(青羽雄士君) 日程第8、議案第6号 ニセコ町ゲートボール場設置条例を廃止する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第6号 ニセコ町ゲートボール場設置条例を廃止する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第9 議案第7号

○議長(青羽雄士君) 日程第9、議案第7号 令和7年度ニセコ町一般会計補正予算の件を議題とします。

質疑はありませんか。

3番、高木直良君。

○3番（高木直良君） 3点ばかり質問いたします。

一つは13ページの駐車場整備ですね、先ほどゲートボール場は廃止されて駐車場を整備するというところでありますが、参考にお聞きしたいんですけども何台駐車できるスペースになるのか。それから工事発注されると思いますが、完成予定、例えば花火大会とかマラソン大会とか大きな行事が予定されておりますけれども、行事予定との関係で日程というのはどういうふうになるのか、調整されるものかお聞きしたいと思います。

それから2点目、16ページ。これも前から気になってることなんですけども、堆肥センターの経年劣化、ロータリー攪拌機、シャッターの修繕費ということですが、これはあれでしょうか、今後の老朽化全体が進んでるということで度々設備を改修しておりますけれども、今後どのように、維持していくのか、あるいは、最終的には廃止をするのかということ、いつ頃その方向性を決めるのかということについて確認したいと思います。例えばこれをやめた場合には、ニセコ環境さんとかセンターで堆肥をつくっておられますので、そういったところで集めて堆肥にしたほうが効率的なのかということも考えられます。また、そういった生ごみなどからバイオガスの生成なども、これは量がないとなかなか難しいんですけども、例えば山麓で一括することによってそういった有効活用もできるかと思います。ニセコ町としては堆肥を自前でつくって、この地域の中で回していくと。農業、あるいはその他菜園にも使うということで、意義ある事業だったと思いますが、度々こういう老朽化による修理が続きますので、方向性を定めるべきではないかと思いますがいかがでしょうか。

それから、3点目、18ページ、今度新しい公営住宅にはエアコンについてリースで借り上げ、これを公費で見るということでありますけれども、これは借り上げて使用した分についてはもちろん使用料は借りてる住民の方が支払うということで理解しておりますけれども、そういうことでよろしいのか。それから、こういった形で今回住宅の性能とあわせてエアコンが整備されますけれども、既存の住宅においてはそういうことはなかなか個人でやるにしてもですね、条件が整ってないと壁に穴をあけてエアコンを設置するっていうことが、厳しい構造になってます。そういったところのバランスの関係で、今後既存住宅との関係についてどのようにお考えか、もし方向性があれば、説明していただきたい。

以上3点についてお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 富永課長。

○町民生活課長（富永匡君） 高木議員の質問にお答えをいたします。

駐車場の工事後の止められる台数ということなんですけども、現在は94台、止められる形になっております。そしてゲートボール場のところを整備して駐車場をつくるのと、いま線を引いているレイアウトも変えて効率的に止められるようにと考えております。それによって施工後は146台という予定になっておまして、ただ、これも実際やってみて多少上下はあるのかなと思ってますけど、50台前後多くなると考えております。あと、完成の時期なんですけども、予定としましては七夕の夕べにはちょっと間に合わないかなと思っております。マラソンフェスティバルには間に合わせたいと思っておりますので、9月上旬までには完成を予定しております。

○議長（青羽雄士君） 山口課長。

○農政課長（山口丈夫君） 外部の派遣より4月にも戻ってまいりました農政課の山口と申します。どうぞよろしく願いいたします。

ただいまの高木議員のご質問でございますけども、今回の補正予算に絡んでのご質問というふうに考えておりますけども、まず今回の補正につきまして、攪拌機のベアリングとベルトの修繕ということでございます。今回の不具合、その他ベアリングのカバーについても摩耗によってちょっと老朽化してるというところもあって、こちらにも修繕の必要があるんですけども、そのベアリングカバーにつきましては廃盤になっているということで、この部品を製作できる業者を現在探してるという状況でございます。今回の補正予算のベアリングとベルトの交換をしつつ、このベアリングカバーの製作が可能な業者を見つけ次第、改めて補正予算を組ませていただきたいと思いますと考えておりますので、この場をお借りしましてご説明させていただきます。

それでご質問の件なんですけども、議員おっしゃるとおり、堆肥センターにつきましてはニセコ町が進める土づくりですとか循環型農業の観点から、この堆肥センターは重要な施設という位置づけで考えております。その存続につきましては様々な課題があることも事実でございます。施設の老朽化ですとか従業員の問題、あとは酪農家の減少ですとかそういった課題があることも事実でございます。それで、現在の堆肥センターの指定管理が本年の9月末で期限を迎えるというところで、現在のところは次期3年間の指定管理というものを引き続き更新していきたいというふうに考えております。今後につきましてはこの期間の中で、議員ご指摘のとおりいろいろな可能性を検討していく必要があるのではないかと考えております。以上でございます。

○議長（青羽雄士君） 橋本課長。

○都市建設課長（橋本啓二君） 高木議員の18ページの空調の借上料についてご説明いたします。今回借上料としたのは、まず新しい団地は高気密・高断熱なんですけども、そこに住まわれる方が mismatch で異動された高齢者となっております。高齢の方なので自分で勝手につけて、性能が違ったものとかをつけられると後々問題になるので、こちらのほうで段取りを組みました。今回伊藤忠さんとリースの契約を結ぶんですが、個人でのリースっていうのは行ってないものですから、町のほうで契約を結ばせていただいたという経緯になります。こちらの空調の使用料につきましては、今回補正の歳入で計上させていただいております。今後の既存住宅との兼ね合いなんですけども、既存住宅に関しては先ほど高木議員がおっしゃられたとおり、なかなか壁厚等の問題で設置が難しいんですけども、これから望羊団地等改修に入るんですけども、その辺設置ができるものについては設置が極力できるようにしていきたいと思っております。今回のリースに関しましては、あくまでも新しい住宅ということなので、今後できる新しい住宅が高気密・高断熱であれば、同じような形態で進めさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 堆肥センターの関係につきまして、ちょっと補足させていただきたいと思っております。堆肥センターはご承知のとおり、生ごみ、下水道汚泥、そして、家畜ふん尿の堆肥化ということで三つの要素をやっておりますが、これらを総合的に次の仕組みにどうやって持っていくかとい

うことで、情報収集はこれまでもやっております。今うちの場合はローリングっていいですかね、回しながら 25 日ぐらいかけて乾燥化も含めて堆肥化していくという仕組みですが、つかみ取って移動させるですとか様々な仕組みがあります。これらについては、担当課長を含めていろんな地域を視察したり、あるいは廃棄物の関係につきましてもいろいろな仕組みが今新たに出てきているので、その調査を廃棄物の担当のほうで今進めておりまして、これらの総合的な技術の進展とニセコ町の将来的なことを含めて検討してまいりたいと思います。先ほど課長が言ったとおり、3 年以内には遅くとも方向性を見いだして、3 年後には新たなものに取り組むようなスピード感で調整をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3 番（高木直良君） 駐車場については分かりました。

堆肥センターの件は 3 年をめどに方向性をということなんですが、その際にニセコ町単独でそういう施設を再度新しいものにするのか。先ほどもちょっと事例出しましたけども、山麓なり全体で検討して、例えば堆肥のつくり方、あるいは先ほど紹介したような堆肥だけじゃなくてバイオガスをやるとかっていう場合には量の問題が必要です。一定量がないとできない。そういったことを加味した場合に、この間別件でし尿処理の処分の件もお金がかかっている案件ですけども、そういった総合的な計画といいますか、検討して決めていただいて、できるだけ初期投資を少なく、あるいは管理費も少ないような検討がぜひとも必要だと思いますので、そういった面からも検討していただきたいなと思います。

それと住宅のエアコンの件ですが、確かにこの間の定住促進住宅もエアコンの数が外から見てもたくさんあるんだなって一目瞭然で分かるんですね。そういう新しい住宅に入られる方は非常に快適だと思うんですけども、既存の住宅、先ほど望羊団地の改修の件もありましたけれども、ぜひとも既存の方たちの住み心地というか、健康に関わる話なのでできるだけ可能な限り対処していただきたいと思います。一応これは私の希望ということですので、回答はいりません。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

小松議員。

○6 番（小松弘幸君） 18 ページ、14 節公営住宅営繕工事についてですが、公営住宅 3 か所の雪害による屋根板金や、西富団地 4 号棟においては経年劣化で水漏れもあり、屋根全面改修すると説明を受けております。今は応急対応しているとのことですが、どのような処置を施しているのか伺いたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 橋本課長。

○都市建設課長（橋本啓二君） 小松議員のご質問にお答えいたします。今、屋根の板金、長尺と言われているレールみたいなものがずれた状態になっておりますので、取りあえずそのレールをちょっとずらして止まるような形状で直しております。

○議長（青羽雄士君） 小松議員。

○6 番（小松弘幸君） 西富団地において 4 号棟以外は経年劣化しているのかいないのか。その辺再度確認したいと思います。

○議長（青羽雄士君） 橋本課長。

○都市建設課長（橋本啓二君） 本通団地に関しましては、築年数も結構経っておりますので経年劣化の部分と、近年の温暖化で冬にも雨が降る状況になっているので、1回溶けた雪によってつららができて、またそれが解けることによって破損したっていうのもございます。理由としては以上です。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑ありませんか。

齊藤議員。

○7番（齊藤うめ子君） 2件伺いたいと思います。1件目は、15ページ、1目13節の健康アプリサービス使用料137万5,000円減額になってるんですけど、これについてもうちょっと説明していただきたいと思っています。何か詳細について。

それともう1点ですね、19ページ、教育費の中3目7節教育アドバイザー謝礼のところなんですけれども、これももう少し詳しい説明をしていただきたいと思っています。その説明を聞いた上で、また質問させていただきたいと思っています。非常に大事なことだと思ってますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 重森課長。

○保健福祉課長（重森省宏君） まず、健康アプリサービスの使用料の減額につきましては、当初こちらの健康アプリを使っていたいただいて、要件を満たすと健康ポイントっていうのを付与するという形でアプリの使用料の中で計上していたところがございますが、このたび健康ポイントについては綺羅ポイントとの連動をさせてさらに効果的にするということになりました。今現在も健診を受けた方に綺羅ポイントを付与していますが、これは補助金として運用しております。この健康アプリの健康ポイントにつきましても同じく運用しなければならないということで、使用料のほうからその分を削減し、健康診査受診向上補助ということでそちらのほうにポイント分だけ新たに計上したという形でございます。

○議長（青羽雄士君） 阿部参事。

○総合教育課参事（阿部信幸君） 私のほうからは教育の関係の教育アドバイザーの謝礼についてご説明いたします。アドバイザーの謝礼ということで20万円計上させていただいておりますけども、2名を想定しております、国際教育の分野と起業家教育の部分の二つの分野のアドバイザーを1名ずつの2名ということで考えてございます。お願いしようとしている方ですが、大学の先生や民間の方でそちらのほうに精通している方ということで、関東圏の方2名でございます。ニセコのほうに来ていただく交通費、それからウェブ指導、アドバイスを受けるということで、おひとり10万円ということで20万円計上させていただいているところでございます。

○議長（青羽雄士君） 齊藤議員。

○7番（齊藤うめ子君） 今阿部参事がおっしゃった、最初に聞いたときにはシビックプライドを持った人材育成というふうに向ってるんですけども、そのおふたりの大学の先生、観光の分野の方に高校へ来ていただいて講演するっていうことですか。そうじゃなくて、何か引率する教員と4か所行くというような説明を聞いたように思ったんですけど。これは違ってますか。もうちょっと説明していただけたらと思ってるんですけども、お願いします。

○議長（青羽雄士君） 阿部参事。

○総合教育課参事（阿部信幸君） 教師の引率につきましては、18節負担金補助及び交付金のところで、生徒を引率して連れていく先生の旅費として計上しているものと、こちらの7節報償費で見込んでおります2名分につきましては、先ほど申し上げましたように大学の先生と民間の方で経験のある方ということで今考えております。その2名に関してはニセコへ来ていただくことも含め、あとは何回もニセコへ来ることはかなわないと思いますので、Webでの指導ということで組合せというか、そういう形でおひとり10万ということで考えてございます。引率で連れていくというのは、ニセコ高校の先生が生徒を連れて道外へ行く分については、18節のほうで計上させていただいているということでございます。

○議長（青羽雄士君） 斉藤議員。

○7番（斉藤うめ子君） もう一つお聞きしたいんですけど、アドバイザーの先生がウェブでされるんですけども、対象は先生ですか、生徒と両方ですか。ちょっとよく分からなかったので教えてください。

○議長（青羽雄士君） 阿部参事。

○総合教育課参事（阿部信幸君） 結論から言うと、生徒の活動にアドバイスをいただくということになりますので、それにはもちろん先生もついている中での活動になると思います。中心は生徒に対する起業家教育と国際教育のアドバイザーということでお願いするものでございます。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

前原議員。

○5番（前原孝植君） 今回の補正増額、歳出の約3割は一般財源、約7割が特定財源で賄われるという計算だと思いますが、私の認識は間違っていないでしょうか。補正予算として前年度余剰金・繰越金から1,623万円が一般財源として充てられています。繰越金は一時的な財源であり、恒常的な支出に用いると将来的な財源負担を生む恐れがありますが、今回の補正予算において繰越金を充当した具体的な理由と、今後の補正予算編成の影響や持続可能性について執行部の見解をお聞かせください。

○議長（青羽雄士君） 財政係長。

○財政係長（浅井理登君） 今回の補正については、歳出が全部で5,602万2,000円のうち特定財源として充てている分が2,779万2,000円。残りの1,623万円が一般財源ということで、いつも補正予算のとき前年度からの繰越金ということで活用させていただいておまして、今年度も例年同様1億8,000万ほどの繰越財源があるんですけども、その中で今回一般財源分として活用させていただいているところでございます。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

5 番、前原議員。

○5 番（前原孝植君） 3 月の本予算で 104.7 億円の予算を通した後、たった四半期で 6 回の補正 2.6 億円の増額補正となっております。これ首長何年やってるんですか、首長を。お金はじゃぶじゃぶと出てくるものじゃありません。そこ認識ください。増額補正予算をしてくるのであれば、同じ額の全額補正予算出してきてください。

○議長（青羽雄士君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第 7 号 令和 7 年度ニセコ町一般会計補正予算の件を起立により採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（8 名起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第 10 議案第 8 号から日程第 12 議案第 10 号

○議長（青羽雄士君） 日程第 10、議案第 8 号、ニセコ町議会議員及びニセコ町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の件から、日程第 12、議案第 10 号 令和 7 年度ニセコ町一般会計補正予算の件まで、3 件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） それではよろしく願いいたします。

ファイルの 202、2 ページでございます。日程第 10、議案第 8 号 ニセコ町議会議員及びニセコ町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案第 8 号 ニセコ町議会議員及びニセコ町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例。

ニセコ町議会議員及びニセコ町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 6 月 20 日提出、ニセコ町長 片山健也。

次のページ、3 ページ下、提案理由でございます。公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和 7 年 6 月 4 日に施行となり、選挙運動に係るポスターやビラの公営単価が見直されたことを受け、ニセコ町においても同様に単価の引上げを行うため、本条例を提出するとしてございます。

この条例は選挙費用の軽減や選挙運動の機会均等を図る目的で、令和2年12月議会で可決をいただいた条例でございます。3ページ上の本文をご覧くださいと思いますが、今回の改正は公職選挙法施行例の改正に伴うもので、第8条は選挙運動用ビラの費用単価を7円73銭から8円38銭に改めるものです。また、第11条はポスター作成に関する費用負担の改正で、ポスター作成1枚当たり単価を541円31銭から586円88銭に引き上げる改正でございます。なお、この条例は公布の日から施行するという事としてございます。附則の第2項では、この条例の適用は改正条例公布日以降の選挙が該当するという事を示してございます。

最後に、ニセコ町まちづくり基本条例第54条による住民参加等については、同条例第50条第1項第3号に該当し、住民参加の手続をしないとしているところでございます。

議案の第8号に関する説明は以上です。

それでは引き続き、4ページでございます。日程第11、議案第9号 非常勤等の特別職の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の説明をいたします。

議案第9号 非常勤等の特別職の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例  
非常勤の特別職の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり  
制定するものとする。

令和7年6月20日提出、ニセコ町長 片山健也。

5ページをお開きいただきたいと思います。提案理由でございます。国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が令和7年6月4日に施行されたことを受け、選挙に係る非常勤特別職の報酬額の引上げを行うため本条例を提出するという事でございます。

今回の改正の内容については新旧対照表でご説明を申し上げたいと存じます。999-6、3ページでございます。これが改正の内容となっております。今回の改正は、選挙事務に従事する非常勤特別職の日額報酬の改正です。左の表の中ほど、別表1に定める非常勤特別職の報酬を右欄に記載した報酬に改めるというものでございます。なお、右欄の別表1には、新たに期日前投票所の投票管理者に対する1万2,800円の日額報酬も加えてございます。また、左表の上、第1条の(6)ですが、ここでは投票管理者職務代理者の文言を加え、条文の整理をいたしました。

ファイル202の5ページに戻っていただきたいと思います。ただいまご説明した内容を反映した改正条例を上段に記載してございます。また、5ページの中ほどの附則でございますが、この条例は公布の日から施行をいたします。附則の第2項では、この条例の適用は改正条例公布日以降の選挙等から該当となるという事を示してございます。

最後に、まちづくり基本条例第50条による住民参加については、同条例第50条第1項第3号に該当し、住民参加等の手続を要しないとしているところでございます。

議案第9号に関する提案理由の説明は以上でございます。

続きまして、ファイルタイトル203でございます。補正予算でございます。日程第12、議案第10号 令和7年度ニセコ町一般会計補正予算についてご説明をいたします。

議案第10号 令和7年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和7年度ニセコ町の一般会計補正予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,634万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億2,977万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

令和7年6月20日提出 ニセコ町長 片山健也。

次の2ページの第1表 歳入歳出予算補正の歳入から、4ページにつきましては記載のとおりでございます。

5ページでございますが、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出でございますけれども、今回の補正予算案の総額2,634万8,000円の財源については、国の支出金で2,212万3,000円、一般財源で422万5,000円でございます。

それでは説明の都合上、歳出からご説明を申し上げます。8ページをご覧くださいと存じます。8ページ、2款1項24目臨時特別給付金事業費は全体で1,740万3,000円の補正です。令和6年度に納税者に対する住民税1万円、それから所得税3万円、合わせて4万円の定額減税を実施しました。減税額が4万円に満たない方については、4万円に達する差額を給付金として給付をいたしました。このいわゆる調整給付は令和5年の所得税額をもとにした推計額で算定を行いました。今回、確定申告等により令和6年分所得税が確定し、定額減税の実施等が算定できる状況となったことから、給付不足額が生じた方に対して不足額給付を行うものでございます。ここではこれに伴う給付金及び事務費の補正をいたします。まず、3節の時間外勤務手当37万5,000円はこの事務に係る150時間分の時間外でございます。その下、10節の消耗品費15万円は事務用品一式、印刷製本費15万円は通知等の封筒の印刷費でございます。その下、11節通信運搬費45万3,000円は確認書と決定通知書、それから他の市町村課税照会などの郵送料でございます。給付金の口座振替手数料が7万2,000円でございます。その下、13節複写機使用料6万円、18節北海道自治体情報システム協議会負担金14万3,000円は今般の不足額の調整給付に伴うシステム改修費、臨時特別給付金1,600万円は定額減税不足給付金の本体の分ということになります。

9ページでございます。3款1項2目18節ニセコハイツ・デイサービスセンター設備更新等事業補助30万8,000円。ニセコ福祉会が運営する特別養護老人ホームニセコハイツにおいて、施設ホールに設置している加湿器が経年劣化、30年使っているということによりまして故障したため、その更新を支援するというものでございます。

10ページ、7款1項1目18節物価高騰対応子育て世帯支援事業補助472万円。これは子育て世代の域内消費の推進、地域に欠かすことのできない商店街の維持発展、新たな接点の創出による地域コミュニティの活性化など、これらに資するポイント付与事業について令和7年度当初予算で実施予定でしたが、財源となる物価高騰対応重点支援地方交付金の推奨事業メニュー分が追加で交付されるという見込みとなったことから、規模を拡大して実施するための補正でございます。その下、14節のニセコビュープラザ営繕工事39万6,000円は、道の駅ニセコビュープラザにおいて芝生部分が枯れたまま生えてこない部分が広がってきておりまして、降雨時、そのあとに広範囲で地面がぬかるんでしまうということで、観光客等の靴が泥まみれになったり観光客に不快な思いを強いて

いるというのが今現状であることから、枯れた芝生部分の補修に係る工事費を補正するというものでございます。

11 ページ、8 款 7 項 1 目住宅管理費、10 節修繕料 31 万 7,000 円。都市建設課住宅管理係所管の公用車プロボックスでございますが、建設現場の木製杭を巻き込み車体が破損したため、修理費を補正するというものでございます。なお修理費については、自動車共済の保険適用となる見込みでございます。

12 ページ、10 款 7 項 2 目体育施設費、10 節修繕料 20 万 4,000 円。これは陸上競技場倉庫について、老朽化により入り口上部の板金が剥がれ下地材が露出しており、劣化の進行を防ぐための修繕、それから換気孔カバーが経年劣化により破損し雨が吹き込みやすい状況となっているため、修繕費を補正するというものでございます。

続きまして、6 ページにお戻りいただきたいと思えます。歳入です。15 款国庫支出金、2 項 1 目重点支援交付金 2,212 万 3,000 円。こちらは先ほど歳出でご説明した物価高騰対応重点支援地方交付金の推奨事業メニュー分が交付される見込みとなったことから、拡大して実施するポイント付与事業、この財源 472 万円の分が一つ。それから、歳出でご説明した 4 万円の定額減税の調整給付に係る経費の財源として 1,740 万 3,000 円、合わせて 2,212 万 3,000 円の歳入補正でございます。

次の 7 ページ、20 款 1 項 1 目 1 節前年度繰越金 422 万 5,000 円。歳入歳出の均衡を図るために補助金等の活用のほかに、前年度繰越金を活用してございます。なお、これによりまして繰越金の残額は 7,540 万 6,000 円となる見込みでございます。

最後に、これら令和 7 年度の補正予算は、ファイルタイトル 999-7、補正予算の資料 No.2 を用意してございまして、こちらの内容を整理しております。ご審議の参考としていただきたいと存じます。

議案第 10 号に関する説明は以上でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

(何事か声あり)

申し訳ございません、説明が抜けている項目がありました。ちょっと暫時休憩させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（青羽雄士君） この際、暫時休憩とります。

休憩 午前 10 時 45 分

再開 午前 10 時 48 分

○議長（青羽雄士君） 副町長、発言を許します。

○副町長（山本契太君） 大変失礼いたしました。

11 ページの説明欄の一番下、公営住宅営繕工事 300 万円。これについての説明が抜けてございましたので、再度そこだけ説明をさせていただきます。公営住宅において入居者が退去をした後、次の者を入居させる間、おおむね時間の経過によって生じる損耗については、経年劣化として町の責任で修繕をしているところでございます。このたび、入居期間が 20 年以上の入居者が退去し、3 件分の

修繕が必要ということになったため、その費用を補正するというものでございます。なお、修繕箇所は3件、それから今後の発生見込み分1件ということで合わせて4件分の予算の計上をさせていただいております。説明は以上でございます。

○議長（青羽雄士君） この際、議事の都合により、午前11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時08分

○議長（青羽雄士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議案第8号の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論には入りません。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了します。

これより議案第8号 ニセコ町議会議員及びニセコ町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第9号の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論には入りません。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了します。

これより議案第9号 非常勤等の特別職の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第10号の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番、高木議員。

○3番(高木直良君)全体に関わる話なんです、歳入には重点支援交付金という説明が摘要欄にあるんですけども、これは国のほうで物価高騰に対する支援金という事業で昨年度からやっておりますけれども、今年度分ということで国のほうから各自治体におろされているものだと思っております。それで、これに関連する事務連絡っていうのが4月1日で各自治体におろされていますが、これを見ますとかなりいろんなメニューに使えると。対象は個人もあるし、事業者もあるということなんです、歳出のほうの先ほどのご説明で1,600万については定額給付金の清算みたいな使い方をするというふうにお聞きしたんですが、一つ確認したいのは令和5年度の推計で実施をしていると。これは済んでいるわけですよ。済んでいると解釈した上で、今回はさらに令和6年度の確定がされたので、調整をしてその分で支出するということなんです、調整して1,600万にまでなるのかっていうことがちょっと私は疑問に思っています。

それからもう一つは商工費のほうで、子育てに対するポイントで給付するというのは、去年やったときからペイをプッシュ型で子育て世帯に給付しましたということの増額というふうに先ほどご説明がありました。この増額というのは、一世帯何ポイントずつ給付する予定なのでしょうか。私が見た事務連絡の中では、これは今回1回目というふうに、国全体では昨年度からの繰越しで1,000億を使う、国ですね、国のほうはそれが財源ということで、今回が1回目、それから2回3回という予定もあるような書き方になってました。先ほど言いました事務連絡の中に、相当いろんなメニューを使って物価高騰対策の特別の各自治体に対する交付という内容だったのですが、子育ても大事なんです、その他、例えば障がい者施設などに対する光熱水費分の若干の補助とか、そういうことに使ってもいいというふうに書いてありました。既にいくつかの自治体では例えば水道料金を減額するというように使っている自治体もあって、それは推奨事例の中にあがっています。そういう使い方オーケーですよ。それは民間事業者だったり公共事業でもそれはオーケーですよというふうに書いてありました。

そういうことから言いますと、今回の、先ほど言いました1,600万の給付の宛先、使い方の問題、子育て世代に対するポイントの給付もありだとは思いますが、全体のバランスから見て今後2回目3回目給付がありうる中で、使い道についてはもう少し幅広く考えて、団体に対する給付も検討してはいかかと思いますが、それについて何かお考えがあればお聞きしたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 桜井課長。

○企画環境課長（桜井幸則君） 現状、こちら自治体のほうで2回目3回目というふうな情報は来ておりません。これ北海道のほうにも確認してございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 重森課長。

○保健福祉課長（重森省宏君） ただいまの高木議員ご質問の最初の部分につきまして、ご説明申し上げます。

こちらの支援のお金につきましては、昨年の5月6月で町民税とかの算定が終わりまして、それは5年中の収入がもとになって、国のほうとしては6年度になるべく早く給付するよという形のもので、昨年の8月から12月にかけて給付したという流れです。その後なんですけれども、6年中の収入につきましては、12月の年末調整で控除を追加するだとか、あと年明けて今年の2月の確定申告で、最終的に控除を申告して税額が下がるというケースが多いということで、それで下がった分を引き切れなかった人に対しての差額給付という制度になっております。

6年中の収入につきましては、町民税の計算等が決まりましたので今回スタートするという形になるんですけども、どういう方が該当になるのかというところはこれから精査していかなければいけないんですが、今予算の中では750名くらいは最大ではないかというような想定のもとで、今回の金額を予算計上させていただいているという状況でございます。

○議長（青羽雄士君） 馬淵課長。

○商工観光課長（馬淵由香君） きらペイに係る配付の状況なんですけれども、まず当初予算のほうで物価高騰支援に係る部分、きらペイ支援ということで700万円計上してございます。今回の補正と合わせまして、中学生以下と考えますと1人当たりの単価合計で1万7,000円程度になるのではないかと試算してございます。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） そうしますと、先ほどの所得についての1,600万は積み上げではなくて想定、推計ということで1,600万。実際に個別に清算していけば、若干差額が出るだろう、あるいはオーバーするかもしれないけれども、そういうことで考え方としてはもう決めてあるというふうにお聞きしました。

それときらペイのほうもプラスして、一定のありがたい金額かなと思いますけれども、私がちょっとお聞きしたかったのは、全体として先ほど言いました事務連絡の中に推奨事業というのは、かなりのメニューがあがってるもんですから、例えば障害者施設などでもやっぱりエネルギーや物価高騰で運営についてはかなり苦心されていると思います。そういうことからいって、もしいくらかでもそういうことに対する配慮、どのぐらいの規模かっていうのは言えませんが、若干でもそういう配慮をしていただければ非常にありがたいという趣旨でお尋ねいたしました。もし何かその辺で余

地があればお聞きしたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 今回予備費で金額来ておりまして、今回それにつきましてはきらペイの当初繰越して見ていただいた分に乗せをするということにしておりますけど、第2第3があるかどうかは正直言ってまだ分かりませんが、今後出た場合、障がい者の皆さんも含めて支援する幅広い検討をさせていただきながら、対応させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

2番、大野議員。

○2番（大野幹哉君） 1点だけ。10ページのニセコビュープラザ営繕工事、芝生の件なんですけども、面積的に何平米ぐらいのところなのかと。私、ビュープラザの直売とかたまに行ったときに、多分駐車場側から斜めに入っていくところがちょっと泥だらけになってたなという記憶があるんですけど、その部分なのか聞きたいなと思います。

それとですね、芝生を張り替えるんだと思うんですけども、いつ頃実施する予定なのか。そこは動線になって、相当人が歩きますので、例えば夏場に芝生を張り替えるとか養生するっていうのは非常に難しいんです。私実際ゴルフ場でそういう芝生の管理をしましたが、6月20日以降の芝の管理というのが非常に難しいんですね。水枯れもあるし、水を撒きたいけれども気温が高くてお湯になる。そうすると根が腐るっていうこともありますので、芝の張り替えというのは秋が一番適してるんです。一冬おくと根がしっかりつきます。

今聞いた2点ですか、平米数、いつ頃やるのか、それとまた逆な考え方で人工芝、今非常にいいものがあります。ゴルフ場のティーグラウンド、最初に打つ場所ですね、そこはかなりの来場者が毎回そこを使うもんですから、芝が育たない養生できないということで、キーが刺さるようなそういった人工芝も今ありますので、逆に最初は高いけど、もう芝が枯れることもないし、水を撒くこともないっていう利点もありますので、その3点、お聞かせください。

○議長（青羽雄士君） 馬淵課長。

○商工観光課長（馬淵由香君） ただいまのご質問ですが、場所は中庭の芝生があって、斜めにインターロッキング入ってる横が芝枯れが起きて土になってるんですけど、やっぱり下がって水が溜まるような状況になってございます。そこを改修する予定なんですけれども、実は芝を張るのではなくて、人の動線を考えたときにインターロッキングを敷くほうがいいのではないかとということで、その予定にしてございます。今後芝の管理ですとか人の動線を考えたときにはそちらのほうがいいというところで、芝の管理のほうはちょっとずつ減っていくというところでございます。

平米数は大体10平米程度です。

工事のほうなんですけども、これからやはり観光客が多く来られますので、そこは事業者と現場とお話ししながら時期については検討していきたいと考えてございます。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑ありませんか。

9番、篠原議員。

○9 番（篠原正男君） 11 ページの公営住宅営繕工事に関わって質問をいたします。説明では長期入居者が退去されたと。また、3 件あってまた今後 1 件が退去予定だということで、営繕が必要になってくるということです。条例を見るとですね、いわゆる入居者に責がある場合は入居者が負担し、また、ない場合については町がという決めとなっておりますけども、今回の事例においてそのような判断をどのように下したのかというあたりの経過をお知らせいただきたいのと、合わせて、3 件プラス 1 件の割合で 300 万、結構ばらつきがあると思いますけども、代表的な例として修繕・営繕内容についてご説明をいただきたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 橋本課長。

○都市建設課長（橋本啓二君） 確かにご自分で破損して穴をあけたりとかたばこを吸って汚したりするっていう部分に関しましては、穴を開けたものについては分かるんですけども、住んでる年数が短ければその辺の判断はつきやすいと思うんですが、今回団地が出来上がってから住んでる方もおられるので、30 年ぐらい住んでる方が多数となっております。そこでちょっと実際に見分けるのはかなり困難な状況ではあるので、ほぼ床・壁・建具は全面的に補修を考えてます。

想定に残り 1 件に関しましては、こちらも 15 年ぐらい住んでる方となっておりますので、恐らくそれぐらいかかるのではないかという想定の部分で試算をして、大体 1 件 100 万前後はかかるのではないかなとは思っております。

○議長（青羽雄士君） 篠原議員。

○9 番（篠原正男君） 再質問いたします。内容については了解いたしました。新しい状態で次の入居者の方に入っていただくというのはやっぱり大事なことだと思いますが、ただそこで長期がゆえにまた短期がゆえにということでの差が生まれるというのは、入居者の負担が生まれるというのは、いかなものなのかなというふうに考えております。

そこで、退去時にどのような状態で戻さないと負担が生まれるというようなことを、恐らく入居時点では理解してるとは思いますけども、長期になるとその点がなかなか忘れ去られてしまうというような現状だとは思いますが、実際のところやっぱりこれも町の費用負担となるわけですから、公平性というような観点からいくとやっぱりその点も大事にすべき事柄の一つだろうと思います。よって、ある程度の期間が来たらさらにお知らせをして、それなりに使用していただく努力を求めることも大事ではないかというふうに思いますが、それについてお考えがあれば伺います。

○議長（青羽雄士君） 橋本課長。

○都市建設課長（橋本啓二君） 篠原議員のおっしゃるとおり、その辺は大事なことだと思うので、検討はしていきたいと思えます。これはちょっと意見が分かれるかもしれませんが、だいたいひと月の家賃が 1 万 5,000 円として 20 年暮らすとなるとおよそ 360 万円が住んでる方の負担にはなっているんで、今の私の中では修繕費用と相殺されるのではないかなっていう部分も少しはございますので、その辺を含めて先ほどのご意見と交えて検討したいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いたします。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 私のほうからも付け足しでちょっとお話をさせていただきます。確かに今回

はとても長く入っていらっしゃった方ということで、もちろん経年劣化も相当にあるという部分、それからどちらの負担なのかというところもあるかと思いますが、例えば台所の水回りが少し汚れているということを含めて、それはご本人の負担でということがはっきりと分かるような部分については、既に納めていらっしゃる積立しているお金からちゃんとしていただくというようなことも全体の中での検討としてはやらせていただき、予算は組ませていただきます。

○議長（青羽雄士君） 篠原議員。

○9番（篠原正男君） 今、副町長の説明の中で積立しているという説明があったのですが、毎月々に納める町の住宅使用料に対し住宅修理費をどのように積立しているのか。まあ、それ別として、それはいいんですけども、課長のおっしゃるような毎月、毎年住宅料が払われて、でもその払われたお金というのはその次の年もしくは翌年の修繕料等に充当されていくものであって、もし長期の観点からの建物全体の修繕もしくは営繕に関わるものに充当するのであれば、今回の定住雇用促進住宅のように住宅料をそのまま積立で、その事に当たったらそれを崩して使うということがなければですね、何ら考えていることと実際行おうとしてることが噛み合っていないのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本圭太君） 大変失礼しました。言葉が出てこなくて積立でと言ってしまいました、敷金のことでございます。その敷金の範囲も含めて、必要な本人負担は徴収させていただくということで検討し、活用させていただきたいと思っております。

それから、公営住宅の修繕という部分については、今おっしゃっていただいたような方法も含めて、家賃の積立でといたしますか、それが将来の修繕にもなるというようなことで積立でいくという方法も含めて、それはやらせていただくというような考え方をしております。

○議長（青羽雄士君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） ちょっと副町長の補足ですけども、住宅の家賃に関しては、通常入ったものを充当していくんですけども、充当し切れなかった部分については積立でしていこうかということ、これは財政サイド、今内部で話しておりました。それを積極的にいつするか、どうするかということは今後検討していきたいと思っております。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論には入りません。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

5番、前原議員。

○5番（前原孝植君） 私は、本議案に対して反対の立場で討論いたします。

今回の増額補正予算に関し、財政の健全化と効率化の観点から、執行部には増額補正予算を提出される際には、同額規模の減額補正予算をあわせて示すことを基本方針としていただきたいと思いますと強く求

めます。ただし、災害などの緊急支出ややむを得ない支出など増額・削減が困難な場合はこの限りではありません。

こうした厳しい意見を申し上げる背景には、現在の米問題騒動から始まり、メガソーラー開発による環境破壊問題があります。北海道ニセコエリアでは異地区の違法開発問題、ニセコ町長選など様々な課題が山積みしています。この夏にはニセコ町の町政運営に全国的にメディアの注目が集まり、大変大きなメスが入ると思います。これは町長、町政だけの問題ではありません。私たち議会議員も同じ問題と考えております。名指して顔出しをされ、必ずたたかれるでしょう。議員による町政、町財政への審議姿勢が厳しく問われることとなります。私たち、木下議員、榊原議員は年金受給の年齢に達していない世代の議員として、将来的に責任を持つ立場にあります。この夏の影響では、仕事に対しても影響が出る可能性も出てくるでしょう。そして、一度ついたデジタルタトゥーは一生消えませんが、家族にも迷惑がかかります。常に自分の名前が検索されれば、何でも補正予算を可決する議員、報酬泥棒の問題議員というレッテルを貼られて生きていかなければならないんです。ニセコ町民もしかりです。

○議長（青羽雄士君） 端的に反対討論してください。

○5番（前原孝植君） はい、もう少しで終わります。

ニセコ町民もしかりです。公務員と違いまして、生きていくためのお金を稼いで何ぼなんです。命がけだということをお覚えておいてください。

町政運営において、ニセコ町へこれ以上ご迷惑をかけてはいけません。四半期で2.6億円の増額補正予算は正常なのか。再三、私が伝えております。公共施設等総合管理計画の無視による公共施設の修繕費は、今後どれほど膨らみ、都度、補正予算を出してくるのか。そして、ここ数年でどれほど厳しい日本社会になるのか、執行部としての首長としての対処と読みが甘いです。だからこそ、今後の財政運営に関しては、一層の厳しい姿勢で臨む必要があります。

本議案に対して反対の意見を表明いたします。以上です。

○議長（青羽雄士君） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

高木議員。

○3番（高木直良君） 今回の補正予算については、私の先ほどの質問と絡みますけれども、多くは国のほうの物価対策、エネルギー対策ということで国庫支出金が自治体に交付されたものです。そのほかには、先ほど出たようなビュープラの道、道と言いますか入り口の傷みとか、あるいは町営住宅の傷みなどの修繕、本当に臨時的、応急的に必要が生じたものの積み上げが今回提示されたと思います。

ただいまの反対意見の中では、ほぼこの内容とは噛み合わない意見が出されたと思いますし、私はこれは先ほどの子育て給付金もポイントの増加も含めてですね、町民のために役立つ予算だというふうに考えますので賛成いたします。以上です。

○議長（青羽雄士君） 次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、令和7年度ニセコ町一般会計補正予算の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（8名起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第13 議員派遣の件について

○議長（青羽雄士君） 日程第13、議員派遣の件についての件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件は、御手元に配付したとおり派遣することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は御手元に配付したとおり派遣することに決しました。

#### ◎日程第14 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（青羽雄士君） 日程第14、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題とします。

議会運営委員長より、御手元に配付したとおり会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

#### ◎閉会の宣告

○議長（青羽雄士君） 以上をもって、今期定例会の会議に付議された事件は全て議了しました。

これにて令和7年第5回ニセコ町議会定例会を閉会します。  
ご苦労さまでした。

閉会 午前11時41分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 青 羽 雄 士 (原本自署)

署 名 議 員 篠 原 正 男 (原本自署)

署 名 議 員 高 瀬 浩 樹 (原本自署)